

**情報通信審議会 情報通信政策部会**  
**放送コンテンツの製作・流通の促進等に関する検討委員会(第16回)**  
**ワーキンググループ合同**  
**議事概要**

1 日 時

平成30年6月15日(金) 10時30分

2 場 所

T K P 赤坂駅カンファレンスセンター ホール13A

3 議 事

(1)最終報告書(案)について

4 出席者(順不同、敬称略)

【構成員】《委員会》

村井純主査(慶應義塾大学)、新美育文主査代理(明治大学)、近藤則子(老テク研究会)、  
内山隆(青山学院大学)、大谷和子(日本総合研究所)、河島伸子(同志社大学)

《ワーキンググループ》

相子宏之(TBSテレビ)、阿部浩二(日本放送協会)、石澤顕(日本テレビ放送網)、清  
水賢治(フジテレビジョン)、廣瀬和彦(テレビ東京ホールディングス)、藤ノ木正哉(テ  
レビ朝日)、木田由紀夫(衛星放送協会)、田嶋炎(日本民間放送連盟)、土屋円(放送  
サービス高度化推進協会)、林正俊(日本ケーブルテレビ連盟)、福井省三(IPTVフォー  
ラム)、高杉健二(日本レコード協会)、世古和博(日本音楽著作権協会)、椎名和夫(映  
像コンテンツ権利処理機構)、別所直哉(ヤフー)、関和智弘(ソフトバンク)、角隆一  
(日本電信電話)、田中啓仁(KDDI)、岩浪剛太(インフォシティ)、岡村宇之(日本映  
像事業協会)、宮下令文(日本動画協会)、下温湯健(全日本テレビ番組製作社連盟)、  
飯塚隆博(博報堂DYメディアパートナーズ)、石川豊(電通)、長田三紀(全国地域婦  
人団体連絡協議会)

《オブザーバ》

白鳥綱重(文化庁)、山田仁(経済産業省)

【総務省】鈴木茂樹（総務審議官）

《情報流通行政局》

山田真貴子（局長）、奈良俊哉（審議官）、鈴木信也（総務課長）、湯本博信（放送政策課長）、坂中靖志（放送技術課長）、三田一博（地上放送課長）、井幡晃三（衛星・地域放送課長）

【事務局】豊嶋基暢（総務省情報流通行政局情報通信作品振興課長）

## 5 配付資料

資料16-1 最終報告書（案）

参考資料16-1 最終報告書概要（案）

参考資料16-1 委員会（第15回）議事概要

## 6 議事概要

### （1）最終報告書（案）について

- 事務局より、資料16-1、参考資料16-1に基づき説明がなされた。

#### ◆ 意見交換

- 【大谷構成員】大谷でございます。最後の方でこの委員会に出席できない回があり、申しわけございませんでした。改めて報告書を拝読して、多岐にわたる論点について現時点で到達し得るあらゆる課題を丁寧にまとめていただいたとっております。

特に権利処理についてのさまざまな意見を取りあえずすべて記載した格好になっているかと思いますが、ここまで整理できたのは大変よかったのではないかと考えております。

ただ、報告書全体として見たときに、課題のリストアップという性格のものと考えられます。今後取り組んでいく方向性などについては打ち出しているものの、出発点ということだと思います。概要を見ますと、共有化とか共通化、連携といったキーワード、すなわち異なる立場、あるいは異なる規格などをつなげていくことが積極的に折り込まれているかと思っております。それが今回の報告書の特徴ではないかと考えております。連携はありとあらゆる場面で必要だと思っております。1つには、ハード面では標準化という形で進めていく必要がありますし、ソフト面での対応としては仕組みづくり、ルールづくりといった形で必要になってくると思っております。そして、それが求められるレイヤーといったものも多層にわたっていると思っております。1つには、テレビの受信機というハードウェア、2つにはその伝送方法、3番目には視聴者との接点として、視聴データの利活用について視聴者にどう説明するか、どう表示するかといったやり方、4つ目が権利者の発見、権利者

との交渉の仕組み、5点目がステークホルダーとして欠かすことのできないクリエイター、製作者の方との適切な関係ということだと思いますが、すべてのレイヤーでの取り組みが進んでいくために、この報告書が大変役に立つのではないかと考えております。

今後の方向性としては、打ち出していただいたことを一つ一つこなしていくことが必要ですが、継続してウォッチしていきたい、定点観測したい数値としては、テレビの結線率といったものをどうとらえるかということがあると思いますが、結線率についてある程度の定義を持った上で、それを継続的に測っていくことが必要になってくるかと思っております。どういう形で可能なのかわかりませんが、検討していただければと思います。

そして、今回の報告書にも盛り込まれていますが、若年層、特に十代の方の1割がテレビをお持ちではないということで、テレビに限らずさまざまなメディアを通して放送番組を視聴し、放送番組と接点を持っていかれると思いますが、若年層の視聴習慣がどのような状況になっているか、視聴の時間であるとか、受信機能保有率など、検証できる数値を引き続き取得していくことが今後の取り組みの評価につながっていくかと思っておりますので、ぜひ事務局には、今回の取りまとめに当たって感謝申し上げるとともに、引き続きそのような取り組みをお願いしたいと思います。

以上でございます。

- 【別所構成員】今回取りまとめいただきありがとうございました。本当に多岐にわたる部分を、今後のことを踏まえて様々な示唆をいただいていると考えております。

ここでもいろいろご議論ありましたけれども、現在、コンテンツ産業の世界は、非常に環境変化が激しくなっており、若年層を含めて今後のユーザーの利便性や、ユーザーにシュータブルなコンテンツを提供していくことの課題はだんだん高くなってきており、その中でも今回取り上げていただいたデータの利活用等を進めていただければと思います。そのためには、この報告書の中にも書いてありますけれども、より多くの関連する方々と連携をしていくことがキーになると考えておりますので、そのような形でこの取りまとめが活かされていっていただきたいと期待しております。

ありがとうございました。

- 【近藤構成員】老テク研究会の近藤でございます。大変すばらしい報告書をまとめていただきまして、ありがとうございました。

8ページのところに、アドレスサブルTV広告という言葉が出てくるのですが、これを発表されたときに、アドレスサブル広告と聞いてなかなかすぐにわかるというのは難しいのではないかと思います。皆さんは専門家の方なのでご存じなのかもしれませんが、この視聴者属性に応じた広告というのは、私はたまたま2年前の大統領キャンペーンのときにアメリカにおりまして、このアドレスサブル広告というのを見る機会が大変多かったわけですけど、アメリカは日本とは全然違

いますので、政治がとても大きな産業、産業と言ったら失礼ですけど、政治広告が大きな産業ですよ。日本を振り返ってみると、今地上波は、地方はそうだと思いますが、衛星放送もそうですけど、コンテンツとして24時間のうち多いところは13時間が通販番組です。これが将来、地上波にもこういうビジネスモデルがどんどん登場してきて、番組のような、通販のようなそういったコンテンツがふえてくる。ここで今回議論したスポーツですとか、従来のコンテンツではないそういった形のコンテンツがふえてくるだろうということを考えると、なおのこと視聴者属性に応じた広告のあり方というものが今回議論に乗ったのは大変印象的で、私は横浜市の消費生活推進委員4年目になるのですが、高齢者の消費者相談の中で最も多いトラブルがテレビ通販です。ですので、利用者の立場から考えますと、こういった新しい仕組みが新しい産業として成長していくことはとても大事だと思うので、大事に考えれば考えるほど、皆様のような方々がこういった米国の先行事例を学びながら、日本ではトラブルの少ないコンテンツになるようなご配慮をしていただけたらありがたいと思います。

以上です。

○ 【河島構成員】河島です。

個別に事務局にご連絡申し上げて、こういう考え方ですというご回答もいただいたのですが、この場で一応もう一度申し上げたいと思うことが、2点あります。

1つ目は、1章の中の視聴データの利活用、3番目の節に当たるところですけれども、ここに配置するしかないことはよくわかるのですが、やや章のタイトルとの不一致があるのではないかと考えておまして、視聴データの利活用というのが放送コンテンツの配信基盤の整備に関係してくる話題ではあるとは思っているのでそのことは理解しましたが、パブリックコメントにもかけて、今後公共のものとなっていく文章としては、できるだけ完全な形にしたほうがよいかと思い申し上げますのですけれども、少し工夫していただけないかと思っております。1章のタイトルをやや変えるか、もしくは「視聴データの利活用」と書いて「海外においては～」云々という最初のところに一言でいいので何か説明があると少し納得できるかと思えます。引き続きできればお願いしたいと思います。

2点目は、以前より気になっていたのですが、政府の規制改革推進会議で、要するに放送と通信の融合ということがばんばん出ているようで新聞にも報道が出ているのですけれども、この会議ではそのことを特に話題にはしてこなかったと思えますし、今回もそのことには触れないというご判断のようですけれども、それで本当にいいのかということと、総務省としてのお立場などについてできれば伺いたいと以前より思っていましたのでお聞かせいただければと思います。

以上です。

○ 【事務局】2点ご意見を頂戴したかと思えます。最初のタイトルの部分ですが、中間答申をベースにして議論を進めた内容を記載したところでございます。もともとデータ利活用は、単独の節とし

ては中間答申にはなかった部分ですけれども、昨今の取り組みを踏まえまして、1番、2番から一種スピンアウトしたような流れの中で記載をしたものでございます。そういう意味では、データの利活用として具体的に取り組むべき事項としては、それを支える、基盤となる部分にかなり焦点を当てた記載をしておりますので、若干苦しいかもしれませんが、配信基盤という部分の中でお読みいただけるかと思っておりますけれども、最終的には座長とよく相談させていただきながらと思っております。

2点目の規制改革推進会議の関係という点でございますが、私の立場ではファクトしか申し上げられませんけれども、今月の下旬に、規制改革推進会議が政府に向けて答申が出されました。政府としてはこの答申を踏まえて対応していくということで、具体的にどう取り組んでいくのかを今後検討していく流れにまさになっている最中です。一方この委員会はもう2年前にお願いをして積み上げてこられている内容であり、総務省としては、内容的に重さなる部分もございまして、総務省としては両方の答申を頂戴して具体的に取り組みをさせていただくということとなりますので、事務局としては、これまでの皆様のご意見について取りまとめを頂戴したいという考え方でございます。

○ 【村井主査】 よろしいでしょうか。そのほか、ご意見ございますでしょうか。

そうしますと、冒頭の説明にもありましたように、これは最終報告書（案）でございますので、本日の議論も踏まえまして、委員会としてこの案を最終報告書（案）という形のパブリックコメントを実施するプロセスに移行することになります。最終報告書（案）の修正、それからパブリックコメントの実施を主査である私にご一任させていただくことが必要になってまいります。そのようにご一任をいただいでよろしいでしょうか。それでは、そのように進めてまいりたいと思います。

大変長い間、いろいろなご意見が出て、ごらんいただいたように、その中の集大成というか、ご意見が非常に丁寧に書き込まれていますので、今後のプロセスがたくさん議論されたわけですが、そこには確実に今までのご発言、ご議論が展開していけるようにということの意味で、この報告書はきちんとできているのではないかと思います。

一方、冒頭お話しがありましたように、昨晚から始まったワールドカップでの実験等々へ向けて、この会議での議論の最中も正月のいろいろな実験等々が具体的に始まってきていまして、最後にお話しがあった利用者データのためのプラットフォームの使い方ということも体制としてはできてきたということだと思いますので、そういう意味では非常に進化の早い発展を遂げている中で、大変貴重なご意見になると思います。またパブリックコメントでもそのようなことに対する期待や課題ということのコメントをいただけるのではないかと思いますので、またそれを見て委員の皆様には、ご議論、審議をしていただく機会が来ると思いますので、そのような運びで今後ともよろしくお願

いしたいと思います。

それでは、事務局から次回の日程等の説明をお願いいたします。

- 【事務局】事務局からでございます。どうもありがとうございました。

きょうの議論を踏まえまして、以後の手續でございますが、まず、この最終報告書（案）につきまして、座長と相談させていただいた上でなるべく早くパブリックコメントに入っていきたいと思っております。パブリックコメントを踏まえまして、最終的に最終報告書としてよろしいかどうかという審議を改めてしていただくことになると思っております。

大まかなスケジュールで申し上げますと、これからパブリックコメントをさせていただいて、その意見を集約した後に、恐らく7月下旬ごろに再度お集まりをいただく形になろうかと存じます。その場で最終報告書について再度ご議論をしていただいて取りまとめという形にしたいと思っております。

なお、それ以降の取り扱いについて大まかなことを申し上げますと、本件は情報通信委員会の諮問を受けまして審議をお願いしておりますので、この報告書がまとまった後は、最終的には情報通信審議会にご報告いただき、答申という手續に入っていくかと思っておりますので、7月下旬の委員会でご議論の上、さらにその後、最終答申に向けた手續を進める形になろうかと存じますので、引き続き構成員の皆様にはご協力のほどよろしくお願いいたしたいと思っております。

次回の会合の詳細な日程につきましては、また改めて調整をしたいと思っておりますので、どうぞよろしくをお願いいたします。

以上でございます。

## (2) 閉会

- 【村井主査】ありがとうございました。

それでは、以上により第16回のワーキンググループ合同の委員会を終了させていただきます。お忙しい中ご出席いただきまして、どうもありがとうございました。

以上